



日本システム監査人協会報

第二回総会のお知らせ

既にお知らせした通り、当協会第二回総会を以下の通り開催する。当日は、総会のほか、記念シンポジウム、懇親パーティを予定している。会員各位の積極的な参加をお願いしたい。

なお、記念シンポジウムは、協会設立趣旨にある「社会一般への普及」の一環として位置づけ、入場無料にしている。周りの興味を持つ方にもぜひ声をかけていただきたい。

1. 日時 昭和63年12月10日（土）
 13：30～16：30 記念シンポジウム 80名
 16：40～17：30 第二回総会 75名
 17：40～19：30 懇親パーティ 56名
2. 会場 港区虎ノ門・琴平会館 2階 不定期 64
 サンワ・等松青木監査法人 会議室
 〔会場地図は2ページ参照〕
3. 記念シンポジウムについて

- (1) 13：30～14：30 特別講演
 『ソフトウェアの価値と評価～学際的視点から』

専修大学経営学部教授 櫻井 通晴氏

- (2) 14：40～16：30 パネル討論
 『システム監査 これからの展開～戦略的情報システムとシステム監査の役割』

・パネリスト

産業能率大学教授 石崎 純夫氏

日本アイ・ビー・エム株 渡辺 純一氏

本協会会长 川野 佳範氏

・コーディネータ

日経コンピュータ副編集長 上村 孝樹氏

【講師紹介】櫻井氏／「アメリカ管理会計基準研究」で日本公認会計士協会学術賞を受けるな

ど、会計学・原価計算分野では権威のお一人であり、くわえてコンピュータや日本企業の現状などのフィールドにもお強く、「ソフトウェア原価計算」など、学際部分で独創的な実績を上げられている。商学博士（早稲田大）。

石崎氏／元富士銀行取締役で、わが国でのコンピュータ適用業務分野でのパイオニアのお一人。渡辺氏／ベンダ側からみての戦略的情報システムおよびシステム監査のあり方についてご発言いただいく。

川野氏／サンワ・等松青木監査法人のシステム監査部門責任者で、豊富な監査事例にもとづきご提言いただいく。

上村氏／システム監査については実践的な研究にも踏み込まれている経験を背景に取りまとめをお願いする。

4. 第二回総会の議題について

- (1) 63年度事業報告・同会計報告・同会計監査報告
- (2) 64年度事業計画
- (3) 規約一部改正
 規約改正案（2ページ参照）について決議する。

4. 役員選出

- (5) 来賓祝辞 通産省情報処理振興課長
 情報処理開発協会専務理事

5. 会費 (1) 64年度会費 正会員 10,000円
 準会員 8,000円

(2) 懇親会費 5,000円

〔当日、受付にてお支払いください。〕

6. お願い 出欠通知兼委任状を12月5日までに必ずご返送願います。

協会規約一部改正（案）

当会理事会で検討した結果、第二回総会について、下記に従い、当会規約の一部改正を提案いたします。

- 提案主旨
 - ① 規約、第6条の役員の選任及び任期に関する規定を、会務遂行上支障のないように改める。
これに伴い、規約、第11条の総会の項を改める。
 - ② 規約、第12条第2項と第9条の内容に重複した部分があり疑惑が生じる恐れがあるため改める。
 - ③ 規約、第16条の細則に関する改廃規定を、会務遂行上支障のないように改める。

○改正内容

- ① 規約、第6条及び第11条を以下の通りに改正する。

第6条（役員の選任と任期）

会長、副会長、理事及び監事（以下、役員と称する）は、正会員の互選により、定期総会出席会員の過半数の承認をもって選任される。

- 2. 役員の任期は、定期総会終了の時より翌年の定期総会終了の時までとする。
但し、再任は妨げない。

第11条（総会）

総会は、定期総会及び臨時総会とし、原則として年1回以上開催し、理事会の提案事項を決定する。

- 2. 定期総会は、会計年度終了後2カ月以内に開くものとする。
- 3. 臨時総会は、次の場合に開くものと

する。

- (1) 理事会において必要と認められたとき
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を明示して請求があったとき
- (3) 監事から会長に対し請求があったとき
- 4. 総会の決議は、総会出席会員の過半数をもって決定する。
- 5. 総会は、会長がこれを招集する。

- ② 規約、第12条第2項（以下）を削除する。

第12条（理事会）

- 2. 理事会は、本会の運営方針、その他必要事項を審議決定する。

- ③ 規約、第16条を以下の通りに改正する。

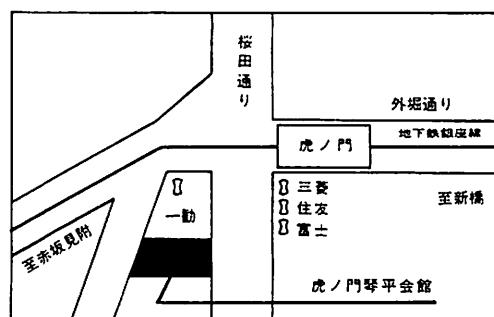
第16条（規約及び細則の改廃）

本規約及び会費に関する細則の改廃は、理事会の審議を経て、総会により決議される。

注）下線部分が改廃部分です。

以上

第二回総会の会場地図



住所：東京都港区虎ノ門1-2-8

日本システム監査人協会規約

(昭和62年12月制定)
(昭和63年12月改訂)

第1条（名称）

本会は、『日本システム監査人協会』と称する。

第2条（目的）

本会は、システム監査の有用性を社会一般に普及せしめると共に、通産省情報処理システム監査技術者試験合格者の監査技能の維持・向上をはかり、よって、健全な情報化社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会・講演会などの開催
- (2) 機関紙、その他の図書・印刷物の編集、刊行
- (3) 関係機関に対する広報
- (4) 個別監査事例の受託
- (5) システム監査人行動基準（倫理規定）の設定
- (6) システム監査制度の整備に関する建議
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条（会員）

本会の会員は、正会員と準会員から構成される。

- (1) 正会員は、通産省情報処理システム監査技術者試験の合格者とする。
- (2) 準会員は、システム監査の実務および研究に携わる者とする。
2. 本会の会員になろうとする者は、所定の手続きにより申込みを行い、理事会の審査を受けなければならない。但し、準会員として申込む場合は、原則として正会員の推薦を必要とする。
3. 会員は、次の事由により退会する。

(1) 退会の届出

(2) 死亡

(3) 除名

4. 会員が退会しようとするときは、書面によりその旨を会長に届け出なければならない。
5. 会員の除名は、その理由を総会にはかり、総会の決議によって行わなければならない。

第5条（役員）

本会には、次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 監事 | 2名以内 |

2. 理事および監事は、これを兼ねることができない。
3. 準会員は役員の被選挙権を持たない。

第6条（役員の選任と任期）

会長、副会長、理事及び監事（以下、役員と称する）は、正会員の互選により、定時総会出席会員の過半数の承認をもって選任される。

2. 役員の任期は、定時総会終了の時より翌年の定時総会終了の時までとする。但し、再任は妨げない。

第7条（会長の任務）

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

第8条（副会長の任務）

副会長は、会長を補佐し、会長がその任務を遂行できない場合には、その任務を代行する。

第9条（理事の任務）

理事は、理事会を組織して本会の事業に関する事項を審議決定し、事業を執行し、会長および副会長がその任務を遂行できない場合には、理事の互選によりその任務を代行する。

第10条（監事の任務）

監事は、民法第59条の規定に準拠した職務を行う。

2. 監事は、理事会に出席して、その職務に対して意見を述べることができる。

第11条（総会）

総会は、定時総会及び臨時総会とし、原則として年1回以上開催し、理事会の提案事項を決定する。

2. 定時総会は、会計年度終了後2ヵ月以内に開くものとする。
3. 臨時総会は、次の場合に開くものとする。
 - (1) 理事会において必要と認められたとき
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を明示して請求があったとき
 - (3) 監事から会長に対し請求があったとき
4. 総会の決議は、総会出席会員の過半数をもって決定する。
5. 総会は、会長がこれを招集する。

第12条（理事会）

理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、会長が必要に応じ、これを招集する。

第13条（機関紙及び会員名簿）

機関紙は、原則として年2回以上、会員名簿は、原則として年1回発行し、会員に配布する。

第14条（事務局及び組織）

本会の事務処理の円滑化を図るため、事務局を設ける。

2. 事務局には事務局長を置き、理事会の指示により本会の会計処理を含む事務処理全般を行う。
3. 事務局長は、理事会の承認を得て会長がこれを任免する。但し、理事をもってこれに充てることができる。
4. 本会の事務局は、東京都に置くものとする。

5. 本会は、必要に応じ、地域毎に支部を設けることができる。

第15条（会計及び資産）

本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

2. 本会の会費は、別途会費に関する細則をもって定める。
3. 本会の会計年度は、暦年1月1日から12月31日までとし、毎会計年度の終了後、監事による監査及び、総会に於ける承認を受けるものとする。
4. 本会の資産は、会長が理事会の定める方法に従い、これを管理する。

第16条（規約及び細則の改廃）

本規約及び会費に関する細則の改廃は、理事会の審議を経て、総会により決議される。

第17条（付 則）

1. 当初の会員は、第4条の規定にかかわらず、本会の設立時点で入会申込書を提出した正会員及び準会員とする。
2. 設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、本会設立時点の日に始まり、昭和63年12月31日に終わる。但し、本会の設立に必要な準備手続について支弁した経費は、本会の経費としてこれを経理する。
3. 本規約は、本会の設立の日から発行する。

会費に関する細則**1. 金額**

- ① 正会員 年10,000円
- ② 準会員 年 8,000円

2. 納 入

会員は翌年度分の会費を、所定の期間内に、別途指定する方法で、納入するものとする。ただし、一旦納入された会費は、理由の如何を問わず、返却しない。

第4回会員研究会開催さる

9月22日(木)に第5回会員研究会が虎ノ門の琴平会館にて開催された。今回の講師は当協会の理事でもある日本ユニシス㈱黒熊治氏であり、テーマは「システム監査を受けて(被監査部門から見たシステム監査の課題)」であった。

当日は会員等50名余が出席した。今回は実際の監査を受けた貴重な経験を基にした話であり、その指摘事項は監査を受けた経験の無いものや監査する側にとって有益なものであった。今後も今回の様な実務に則したテーマを中心に研究会を開催する予定である。

(講演内容)

1. 監査対象

日本ユニシス㈱(旧名ユニバック)の情報システム部門が開発した売上・請求システム及び原価システムで約38万ステップのシステムである。

2. 監査人

S社の監査人で米国より派遣されたコンピュータ・オーディター2名と日本駐在のインターナル・オーディター1名の計3名であった。

3. 被監査部門

情報システム部の部員4名と経理部の部員2名で対応した。

4. 日程

正味11日間、計52時間かかった。

5. 内容

参加者の紹介、組織と役割からはじまり、各システムのレビュー、例外処理の説明、現場での起票の観察、結果の検証、保有機器の現品チェックなど多岐に渡ったが、最終日(11日目)には監査結果についての確認が行なわれた。

6. システム監査の課題

(1) 事前準備



予備調査をしっかりやってもらいたい。いつも組織、職務のヒヤリングからではたまらない。組織図等についても、事前に請求をしてもらいたい。又、過去の監査資料の引継ぎが無いのでいつも同じことを言ってくる。

(注) この監査資料の引継ぎについては、たいていの監査法人では引継ぎがなされているとの反論が某監査人から出された。

(2) 実施時期

書類をそろえるのに時間がかかるので2～3か月前に予告が欲しい。又、決算期や税調時などピーク時は避けて欲しい。

(3) メンバー

監査の良否は被監査人次第なので、業務について最も良く知るメンバーを入れるべきであり、悪い人は早めに言ってもらいたい。

(4) 監査対象と範囲

経験的にみて、1週間では10万ステップ位が限度であろう。

企画の業務では監査を受けたことがなく、開発・運用業務を比べても4対6で運用業務が多い。

信頼性・安定性・効率性の監査でも信頼性に余りにもかたよりすぎており、効率性の監査は受けたことがない。やはり監査は難しく向き、不向きがあるのであろう。

(5) 監査手法

やはり生きているデータが重要であり、目と足で現場を見聞することが大切である。

(6) 監査報告書

ボリュームが少なく(せいぜい4~5ページ)、もらってガッカリする。又、書いてあることが非常にそっけなく、自信がない様な表現が多い。もっと、不備な点については、鋭く、かつしっかりと指摘し、助言・勧告してもらいたい。



第4回会員研究会に参加して

第4回会員研究会は、講師に当協会の理事でもある日本ユニシス㈱の事務管理部企画課課長である黒熊雄治氏を迎え、「システム監査を受けて(被監査部門から見たシステム監査の課題)」をテーマとして行われました。

最初に、被監査会社(部門)の概要とシステム開発の手続及び運用管理の方法等のバックグラウンドの説明があり、次に、システム監査の対象・監査人・実施期間及び監査内容の詳細な報告がありました。その後、監査レポートの内容(指摘事項)について解説があり、最後にその感想をシステム監査の課題として纏められました。

この中で、システム監査が効率よく機能するためには被監査部門でのメンバーの選択が重要な旨の指摘がありました。これは、監査人の意図(監査目標)を明確に捉え、監査対象システムのコントロールポイントの現状を正確に説明できるメンバーが被監査部門に必要であるということであり、実際にシステム監査を受けた側からの貴重な提言であると思いました。

また、システム監査の目的の1つとなっている効率性の監査について、情報システム部門としては重要と考えているが過去においてこの観点からの監査を受けたことがないとの報告もあ

りました。

システム開発の現場では、ソフトウェアのライフサイクルの各段階でシステム資源を有効に活用できない種々の問題を抱えています。これらの解決はソフトエンジニアリングの分野に深く係っていますが、ある企業がその成果を会社の規準として採用すれば、この規準に則って(管理して)いるか否かを点検・評価することも効率性の監査の一分野になるのではないかと思います。

黒熊氏の講演では、被監査部門の立場からシステム監査を積極的に利用していくとする熱意が感じられました。この点でも大いに勉強させて頂いた研究会でした。

(小宮山公認会計士事務所) 小宮山 登志雄

「関西支部福井会」設立

当協会も、会員各位のご尽力により、会員数も224名(正会員203名・準会員21名)に達し、東京、大阪での研究会活動も順調に進んでいる。この度、福井地区在住会員により、「関西支部福井会」が設立された。

今のところ会員は3名と少ないが、世話を川端純一氏(敦賀市役所企画部電算課)を中心に行発な活動が行われている。

〔運営の趣意(抜粋)〕

昭和62年12月に、当協会が設立され、会員相互の技能の維持・向上に多大の貢献がなされて

いることは誠に喜ばしい限りであります。

しかし、地方在住会員にとりましては、交通事情・参加費用の面からも支部活動に参加することが甚だ困難な状況にあります。このことは会員間の技能の格差、会員間情報の欠如に繋がり当協会の設立目的にそぐわないことも危惧されるところであります。

これらの諸問題を解決すべく当協会関西支部の下部組織として福井地区在住会員による分科会活動組織を運営するものといたします。

〔川端氏所見〕

第1回会合では、期せずして「団塊の世代」の40男が3名集まり談論風発、天下国家を論じる(?)ところとなりました。しかし、参加者各位の熱意、向学心には敬服するところであります。地方のささやかな会ではありますが、一つひとつの地道な研究活動が会員各位の技能向上に繋がるものであり、協会発展の礎となるものと確信致しております。

〔連絡先〕川端 純一氏

福井県敦賀市役所 企画部電算課

☎(0770)23-4111 内線434

*お詫び

会報第4号記載の協会マーク応募者のなかに伊藤信義氏(昭和電工コンピュータサービス、#159)の氏名が漏れておりました。紙面を借りて深くお詫びいたします。

発行所 日本システム監査人協会

発行人 川野 佳範

事務局

〒157 東京都世田谷区砧1-10-11

NHK放送研修センター内 鈴木 信夫
TEL.03(415)7111(内41) FAX.03(415)1388

※ご連絡はなるべく郵便またはFAXでお願いします。

新入会員名簿

昭和63年9月9日～10月13日入会者 6名

(五十音順)(氏名の*は準会員を示す)

氏名	勤務先	登録番号
荒井 清勝	日立	219
*五十嵐 敬	日本電気エンジニア㈱	220
後木 雅博	日本電信電話㈱	222
*高橋 廣吉	元飼アイネス	221
田原 準平	センチュリー	224
芳仲 宏	センチュリリサーチセント	223

昭和63年10月13日現在

正会員 203名 準会員 21名 合計 224名

事務局からのお知らせ

<住所変更について>

住所変更、所属変更等がございましたら、事務局へ書面でお知らせください。

<会員の声募集について>

会員相互のコミュニケーションを図るため、『会員の声』を募集します。また、会報についてのご意見、ご要望もお寄せください。

この件については、会報担当宛に郵便またはFAXでお送り下さい。

会報担当(ご投稿、ご意見、ご要望は下記まで)

長野 正己 東京海上火災保険㈱企画三課

TEL.0425(76)1556 FAX.0425(73)3497

小松原 拓 富士通㈱ 教育部

TEL.03(735)1111 FAX.03(730)1389